

令和6年5月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらを「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、右手圧挫創、右手熱傷(以下、これらを「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、障害認定日における請求人の本件傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当するとして、受給権を取得した年月を令和〇年〇月とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する裁定をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 障害等級2級以上の障害厚生年金は、障害の状態が国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当しなければ、支給されないこととなっている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給される。

- 2 本件の場合、請求人の本件傷病に係る初診日が令和〇年〇月〇日であることについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分を不服とし、障害等級2級の障害給付を求めているのであるから、本件の問題点は、障害認定日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められるかどうかである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 (略)

2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 国年令別表は、障害等級2級の障害給付が支給される障害の状態を定めているが、本件傷病による障害に関わると認められるものとしては、「一上肢のすべての指を欠くもの」(9号)及び「一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」(10号)が掲げられている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び

給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

- (2) 障害認定基準から、請求人の本件傷病による障害の程度を認定するために必要な部分を摘記すると、次のとおりである（第3第1章第7節／肢体の障害の「第1 上肢の障害」）。

ア 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「上肢の指の用を全く廃したもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癍痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれが無いのとほとんど同程度の機能障害があるものをいう。

イ 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの
- ② 中手指節関節（MP）又は近位指節間関節（PIP）（おや指にあっては、指節間関節（IPP））に著しい運動障害（他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

ウ 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものを用いる。

エ 「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節（IP）、その他の指については近位指節間関節（PIP）以上で欠くものをいう。

なお、ウ、エのいずれも切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として、切断又は離断をした日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。）とする。ただし、障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日とする。

- (3) 本件診断書によると、本件傷病による障害については、右手指に認められるところ、切断又は離断日は「令和〇年〇月〇日」とされ、右手の母指、示

指及び中指を中手骨で、環指中指側を基節骨部分から切断離断したことが図示され、右手指の他動可動域は、環指、小指の中手指節関節（MP）、近位指節間関節（PIP）の他動可動域が、いずれも健側の他動可動域の2分の1以下に制限されていることが認められ、日常生活における動作の障害の程度は、手指の機能に関連する動作について、右手のみを用いての動作は全て「一人で全くできない」と評価され、握力（右）は計測不能とされ、その他の精神・身体の障害の状態は、断端の知覚は鈍麻、環指の創部に疼痛ありとされ、現時において、労働は不能であり、日常生活での手を使用する動作に困難があるとされていることが認められる。

これらの事実を総合すると、本件障害の状態は、右手の3指（母指・示指・中指）を欠き、右手の環指、小指の中手指節関節（MP）、近位指節間関節（PIP）の他動可動域が、いずれも健側の他動可動域の2分の1以下に制限されており、右手の全指が「指の用を廃したもの」に相当するものであり、しかも、手指の機能に関連する日常生活における動作のうち、右手のみを用いての動作は全て「一人で全くできない」、握力（右）は計測不能とされているのであるから、これらを併せて判断するならば、右手の全指について指があってもそれが無いのと同等の機能障害があると認められる。そうすると、右上肢について全ての指の用を全く廃したのものとして、国年令別表に定める2級の程度である「一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」に該当する。

- (4) よって、本件障害の状態は国年令別表に定める2級の程度に該当することから、請求人に対しては障害等級2級に相当する障害給付が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。